

城陽市自主防災組織運営補助金

「地域防災リーダー防災士資格取得補助」

I 補助金制度の概要

制度の目的

地域防災リーダーは災害発生時に自主防災組織の中核として、初期消火、負傷者の救出救護その他の防災活動を迅速かつ効果的に行うことを目的に、自主防災組織から推薦いただいた方の中から城陽市長が委嘱しています。

地域防災リーダーには、消防職員、消防団員、自衛官、警察職員、医療・介護職員など、防災に関する基礎的な知識や技術を身につけた方になっていただきたいと考えておりますが、その他の方で地域防災のために活動していただける方についても、各種防災リーダー研修会への参加や防災士の資格取得を通じて防災に関する知識を習得していただき、地域防災の要として自主防災組織の活動を牽引していただくことを期待し、令和2年度において城陽市自主防災組織運営補助金に「地域防災リーダー防災士資格取得補助」を追加しました。

令和5年4月1日より補助金制度を拡充しました！

地域防災リーダーのみなさまに、より当補助金をご活用いただき、防災士資格を取得しやすくするため、以下のとおり当補助金制度を改正しました。

これを機に、ぜひ防災士資格を取得していただき、地域の防災活動にお役立ていただければ幸いです。

(改正前)

これまでは、自主防災組織ごとに30,000円を補助の上限額としていたことから、1の年度につき実質各組織1名分のみの補助制度となっていました。

(改正後) ※令和5年4月1日から適用

補助の上限額を地域防災リーダー1名ごとに30,000円に改め、1の年度において希望される全ての地域防災リーダーが補助制度を活用できるようになりました。

◇お願い◇

自主防災組織の充実のため、地域防災リーダー各自治会1名以上、女性地域防災リーダー各校区1名以上のご推薦をお願いします。



補助対象者

自主防災組織（城陽市自主防災組織運営補助金の一部として補助します）
※自主防災組織の長から申請していただきます。



補助額

対象経費の2分の1以内（上限：地域防災リーダー1名につき、30,000円）



補助対象経費

研修受講料、教本代、試験受験料及び防災士認証登録申請料
※交通費、振込手数料等は対象外となります。



申請方法

当補助制度を活用する場合は、自主防災組織の長からの事前の申請が必要となります。詳しくは4ページ目以降の「申請の流れ」をご覧ください。



留意事項

補助金を次年度に繰越しできないため、申請年度内に①研修講座の受講、②防災士資格取得試験の合格、③救急救命講習の受講、④防災士認証登録を完了していただく必要があります。登録期間を考慮し、資格取得試験にはなるべく12月末頃までに合格していただきますようお願いします。

※不合格の場合は補助金を支出できません。

※実績報告書の添付資料として、防災士研修講座受講料等の領収書、防災士認証状又は防災士証の写しを提出していただきます。



防災士資格取得に要する経費（参考）（令和5年6月1日以降）

防災士研修センターで取得する場合

- (1) 研修受講料（教本代含む）＝55,800円
- (2) 試験受験料＝3,000円
- (3) 防災士認証登録申請料＝5,000円
- (4) 合計＝63,800円
- (5) 自己負担額＝33,800円

※その他、別途試験会場等への交通費等

特例要件と所要経費（令和5年4月1日現在）

- (1) 警察官（退職者を含む）
 - ア 警部補以上＝9,000 円
 - イ 巡査部長＝12,000 円

- (2) 消防吏員（退職者を含む）
 - ア 消防士長以上＝9,000 円
 - イ 消防士・消防副士長＝12,000 円

- (3) 消防団員（退職者を含む）
 - 分団長以上＝9,000 円

- (4) 自衛官（退職者を含む）※令和5年4月1日新設
3尉（3等陸尉、3等海尉又は3等空尉）以上＝9,000 円

- (5) 赤十字救急法救急員資格認定者＝37,400 円

※特例要件を満たす方については、上記のとおり取得にかかる費用が安くなるほか、試験等が免除となる場合があります。詳しくは、以下のHPをご覧ください。また、以下の電話番号までお問い合わせください。

- 認定特定非営利活動法人 日本防災士機構 HP 「特例各種ご案内」
<https://bousaisi.jp/license/guide/>

- 認定特定非営利活動法人 日本防災士機構
電話番号：03-3234-1511

II 申請の流れ

地域防災リーダー防災士資格取得補助分は、当初申請の他、変更申請で申請いただけます。

市からの交付申請書送付依頼文書を受け取る。



交付申請書を市に提出する。

※地域防災リーダー防災士資格取得補助分の申請を希望する場合、申請が可能です。



市から交付決定通知書を受け取る。



補助金の入金を確認する。

※交付決定通知書の送付日から3週間程度で、ご指定の口座に入金させていただきますのでご確認ください。



地域防災リーダー 防災士資格取得補助分を追加で申請する場合は、交付申請書（変更）を市に提出する。

※交付決定後に、追加で防災士資格取得補助分を申請されたい場合は、追加申請が可能です。

※追加申請分については、当初申請分とは入金時期が大きく異なり、年度末の概ね3月から翌4月頃の入金となるため、ご注意ください。



消防署等に救急救命講習への申し込みをする。

※救急救命の実技講習の終了証（防災士登録申請日において5年以内に発行（もしくは再発行）されたもので、かつ発行者が定める有効期限内のもの）を既にお持ちの場合は不要です。



防災士研修センターへ防災士研修講座への申し込みをする。

※防災士研修講座は「地域防災リーダー防災士資格取得補助」分の交付決定通知後に申込をしてく



救急救命講習を受講し、終了証を取得する。

防災士研修講座を受講する。

防災士資格取得試験に合格する。

防災士認証登録申請書を提出する。

防災士認証状及び防災士証が届く。

3月末日までに補助金実績報告書を市に提出する。
※地域防災リーダー 資格取得補助分の添付資料「防災士研修講座受講料等の領収書」及び「防災士認証状」または「防災士証」を提出してください。

(以降は、交付決定額と金額が異なる場合のみの対応です)
市から確定通知書を受け取る。

(追加申請をしていた場合)
追加申請分の補助金の入金を確認する。
※確定通知書の送付日から3週間程度で、ご指定の口座に入金させていただきますのでご確認ください。

(返金が必要な場合)
確定通知書とともに送付された納付書により、指定された金額を指定された納期限までに市に返金する。

※申請年度内に防災士としての認証及び登録を受けられなかった場合や資格取得に要した費用の2分の1(100円未満切り捨て)が当初の交付決定額に満たなかった場合は、市からの請求書に基づき、返金していただく必要がありますのでご注意ください。

.....

Q&A

.....

Q 自主防災組織以外の団体でも申請できますか？

A できません。校区の自主防災組織の長から申請してください。

Q 地域防災リーダーでない場合も、申請できますか。

A できません。なお、お住まいの校区の自主防災組織の長からの地域防災リーダーへの「推薦書」の提出と同時に補助金の申請をしていただくことは可能です。

Q 申請をすれば、必ず補助金を受けられますか。

A 申請内容を審査の上で補助金の交付を決定します。申請内容に不備がある場合や、要件を満たしておらず補助対象とならない場合など、補助金の交付ができないケースも想定されます。

Q 防災士取得に必要な費用と補助金の差額を自主防災組織から支出できますか。

A 自主防災組織の防災活動に要する経費として支出していただけます。校区の自主防災組織でご判断ください。

Q 防災士講座の申し込みはどうすればいいですか。

A 地域防災リーダーご自身で直接お申込みください。

Q 防災士の取得にはどれくらい時間がかかりますか。

A 約4週間から5週間かかります。

(例)

- 自宅学習 会場研修の約3～4週間前
事前課題（履修確認レポート）、試験対策
- 2日間 防災士研修講座受講及び防災士資格取得試験
(シキボウホール(大阪府大阪市中央区備後町)他)
- 半日程度 救急救命講習の受講
消防署「普通救命講習ⅠまたはⅡ」
日本赤十字社「救急法一般講習または基礎講習」)

Q 防災士資格取得試験は難しいですか。

A 合格率は90%程度です。万が一、不合格の場合でも、再受験は何度でも無料でできます。ただし、補助金をご利用いただく場合は、補助金を申請した年度に必ず合格していただくことを条件とします。

Q 今年度不合格の場合や防災士未登録の場合、補助金の返金が必要ですか。

A 補助金の返金が必要です。地域防災リーダー防災士資格取得補助分については、補助金実績報告書の添付資料として「防災士研修講座受講料等の領収書」及び「防災士認証状」または「防災士証」を提出していただけない場合、補助金の返金が必要です。

Q 救急救命講習の終了証はどこで取得できますか。

A 消防署や日本赤十字社等が実施する講習にご参加いただき終了証を取得してください。なお、救急救命の実技講習の終了証（防災士登録申請日において5年以内に発行（もしくは再発行）されたもので、かつ発行者が定める有効期限内のもの）を既にお持ちの場合は新たに取得する必要はありません。

◎ 城陽市消防署

講座名：普通救命講習Ⅰ

講習会場：城陽市内

開催日時は、広報じょうよう、市ホームページをご確認ください。

TEL:救急課 0774-54-0155